

令和8年度北部地域観光周遊計画策定事業における実証運行業務

仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、北部広域市町村圏事務組合が発注を予定する「令和8年度北部地域観光周遊計画策定事業における実証運行業務」に向けて、一般社団法人沖縄やんばるDMO（以下「甲」という。）が提案者（以下「乙」という。）から実証運行に関する企画提案を募集し、対話（サウンディング）を通じて実証計画を作成するために必要な事項を定めるものとする。

2 本プロポーザルにおいて選定された乙は、甲との対話（サウンディング）を経て（必要に応じて協力企業等を含めた）コンソーシアムを組成し、北部広域市町村圏事務組合へ実証運行業務の企画提案を行うものとする。

3 前項の企画提案が承認された場合は、乙が北部広域市町村圏事務組合と委託契約を締結し、実証運行業務を実施するものとする。

(業務名)

第2条 業務名は「令和8年度北部地域観光周遊計画策定事業における実証運行業務」とする。

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、沖縄県北部地域とする。

※参考 沖縄県北部地域（やんばる）＝名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村の12市町村を指す。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和9年3月12日とする。

(業務の目的)

第5条 沖縄北部地域では、ジャングリアの開業や世界自然遺産の登録をはじめ、本部港へのクルーズ船就航など観光客の増加が期待されている。他方、2次交通が不十分なため運転免許を持たない外国人や高齢者、Z世代等、レンタカーを利用しない観光客は周遊手段が限られており、限られた範囲内での観光に留まっているため、北部

地域全体の観光資源を十分に活用できていない状況にある。

本業務は、令和7年度に実施した「北部地域観光周遊計画策定業務」の報告書を踏まえ、民間事業者から単に実証運行案（ハード面）だけでなく、交通情報の一元化をはじめとするソフト面などの多角的なアプローチを含む提案を募集し、甲とコンソーシアムを組成して実証することにより、観光周遊需要の把握に係る調査・分析を行うものであり、以下を目的とする。

- (1) 周遊計画報告書が提示した課題への実践的な解決策の検証
- (2) 複数市町村を横断する観光周遊ルートの有効性の実証
- (3) 民間事業者による持続可能な自走モデルの確立に向けた基盤整備

(上位関連計画、法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関連計画、関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) コンソーシアム協定書（締結後）
- (2) 北部地域観光周遊計画策定事業報告書（令和8年3月）
<https://yambaru-tour.net/business/dmp/#dmp-7854-0>
- (3) 旅行業法
- (4) 道路運送法
- (5) 道路交通法
- (6) その他関連計画及び関係法令等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

(1) 完了時：完了報告書（①運行実績、②利用者数、③収支状況、④プロモーション実施状況、⑤KPI 達成状況、⑥課題、⑦改善策、⑧実証期間の評価、⑨自走移行計画）、その他コンソーシアムで必要と認めたもの

(乙の責務)

第8条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とすべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速や

かに甲と協議しなければならない。

(4) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。

(5) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第9条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るために新たな提案は、これを妨げない。

(1) 実証運行計画の提案

・提案書には以下の項目を全て含めること（構成は提案者が適宜判断してよい）。

- ① 事業の課題認識と解決のアプローチ（北部地域観光周遊計画策定事業報告書との対応関係を含む）
- ② 実証ルート設計の根拠（データ・調査・実績等に基づくこと）
- ③ 運行計画（便数・時刻・販売価格・決済方法・停留地・使用車両）
- ④ 採択決定から実証開始までのスケジュール（準備期間を含む）
- ⑤ プロモーション計画
- ⑥ 実証予算の内訳と根拠
- ⑦ 実施体制
- ⑧ 旅行業法、道路運送法その他必要な許認可への対応方針
- ⑨ 実証の評価指標（KPI）と測定・改善方法
- ⑩ 実証の報告方法・報告内容
- ⑪ 自走/持続可能性に向けたビジョンと方針
- ⑫ リスクと対応策

・実証ルートの設計要件は下記の通りとする。

- ① 北部地域観光周遊計画策定事業報告書に記載された課題（観光周遊の方法/ルートの確立、観光二次交通不足、観光資源の認知度の格差、観光消費の偏在等）の少なくとも一つ以上に対する具体的な解決策を実証すること。
- ② 北部地域（北部12市町村のうち2市町村以上）の観光資源を活用した周遊性のある実証ルート・実証内容とすること。
※那覇空港から北部への幹線アクセスを含む実証ルートも可とする。
- ③ 実証期間中のプロモーション計画（時期・媒体・方法・予算配分の案）を

含めること。

- ④ 実証終了後の事業継続および自走に向けた方針・見通しを示すこと。
- ⑤ 実証の実施にあたり必要な許認可・関係機関調整の方針を示すこと（旅行業法・道路運送法等）

※北部地域観光周遊計画策定事業報告書のP172に記載のある北部12市町村内の周遊拠点、および新名護バスターミナルの開業を見据えた名護市観光情報センター等を拠点とした提案とする

（２）実証の実施

- ・（１）で提案した実証計画書はそのまま実証するのではなく、甲と乙とが以下の通り対話（サウンディング）を行い、現地状況・関係機関との調整状況・法令要件・予算制約等を踏まえて実証案を精査・調整し、最終実証運行計画を策定の上、甲とコンソーシアムを組成し実証運行を実施すること。
 - ① 対話（サウンディング）は原則として対面形式（または Web 会議）で実施する。
 - ② 実施回数は双方の合意により柔軟に設定する（目安：3回程度）。
 - ③ 対話（サウンディング）においては、ルート調整・販売価格・予算組み換え・実施体制変更等を含む内容の変更を行うことができる。
 - ④ 甲は、対話（サウンディング）期間中において、沖縄総合事務局・関係市町村・既存バス事業者等との調整を支援する。
- ・ なお、コンソーシアムは最終実証運行計画に対する当法人理事会審議承認後、甲乙双方の合意をもって、以下の方針で組成するものとする。
 - － 代表：一般社団法人沖縄やんばるDMO
 - － 構成員：優先交渉権者
 - － 当法人とコンソーシアム協定書を締結の上、北部広域市町村圏事務組合に対する企画提案を行う。提案承認後は、北部広域市町村圏事務組合と優先交渉権者（乙）が直接業務委託契約締結の上、実証運行を開始する。

（３）調査、データ収集、分析および評価

① 利用者アンケート調査

乗車者全員に対してアンケートを実施し、以下の項目を最低限含むこと。

- － 居住地、国籍
- － 本実証を知ったきっかけ（情報源）
- － 利用満足度（５段階評価）
- － 改善要望

- ー リピート意向
- ー 北部地域での消費額
- ② 運行データの収集
乗降者数・乗車率・キャンセル率・売上データ等を運行便ごとに記録すること。
- ③ 分析および評価
実証期間終了後、収集データを分析し、以下の観点を含む報告書を甲と共同で作成すること。
 - ー 需要特性（利用者属性・ニーズ等）
 - ー 収益性（費用対効果・収支見通し）
 - ー KPI 達成度
 - ー 課題及び改善提案
 - ー 継続実証に向けた提言（対象地域、期間、方法等）

（留意事項）

第 10 条 本業務の実施に当たっては、提案者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な実証案を提案する。また、乙は第 8 条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、甲との協議・調整を始め、関係市町村や関係機関、民間事業者、地元とも十分な協議・調整等を行うものとする。

第 3 章 成果品

（納入成果品）

第 11 条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- （１）報告書 1 部（製本必要なし）
- （２）各種集計データ等の成果物
- （３）その他甲が指示する資料等

（納品方法）

第 12 条 契約期間内に、第 11 条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第 4 章 その他

（その他留意事項）

第 13 条 第 1 章から第 3 章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

（１）本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（２）本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

（３）当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。乙は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、乙は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。

（４）本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議する。